

令和4年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和4年3月24日（木）午前10時00分
(2) 閉 会 令和4年3月24日（木）午前11時00分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
第 2 会議の非公開の決定について
第 3 第22号議案 三木市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
の制定について
第 4 第23号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す
る規則の制定について
第 5 第24号議案 令和4年度三木市教育委員会事務局職員等の人事
異動について
第 6 協議事項32 小中一貫教育推進協議会について
第 7 報 告 事 項 令和4年度における認定こども園及び保育所並び
に放課後児童健全育成（アフタースクール）事業
に係る補助執行について

4 出席者

教 育 長	大 北 由 美
委 員	石 井 ひろ美
委 員	實 井 政 治
委 員	中 嶋 直 裕
委 員	梶 正 義

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	本 岡 忠 明
教 育 振 興 部 長	横 田 浩 一

教育総務課長	五百蔵	一也
学校再編室長	鍋島	健一
教育・保育課長	辻田	政顕
子育て支援課副課長	近藤	美紀
教育総務課副課長	森田	眞規
教育総務課主事	大野	剛史

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和4年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、實井委員と中嶋委員を指名した。

日程第2 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第24号議案「令和4年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について」は、人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第3 第22号議案 三木市三木市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

改正理由は、定例会の開催期日は、「毎月の第3水曜日」と定めてい

るが、毎月の任意の日において開催できるようにするため、規則で規定する「毎月の第3水曜日」を「毎月1回」に改める。

教育長が、第22号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第4 第23号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

事務分掌の変更にともない、所要の改正を行うものである。三木市立体育館等設置及び管理に関する条例では、吉川体育館は削除されたが、施設の解体作業に伴う事務が残るため、「旧吉川体育館に関すること。」に改める。

教育長が、第23号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 協議事項32 小中一貫教育推進協議会について

○鍋島学校再編室長が次のように説明した。

令和4年度に設置を予定している小中一貫教育推進協議会の、設置に至った経緯について説明させていただく。学校の統合方法について議論を進める中で、小中一貫教育及び小中一貫校の将来像がどうあるべきかについても議論した。その結果、1点目に、教育内容として、小中連携教育の成果を活用しながら、魅力ある小中一貫教育を作り上げること、2点目に、ハード面として、小中一貫教育が効果的に行える施設一体型の小中一貫校の建設をめざすということを実施方針とした。その後、関係各課とも協議を重ね、行政として小中一貫教育に取り組む方向性を示してきたが、この機会に保護者や地域の方にも小中一貫教育についてご理解いただき、賛同いただくため、令和4年度に小中一貫教育推進協議会を設置することとした。

小中一貫教育推進協議会において、委員の方には個別の地域のことに主眼を置くのではなく、全市的な視野で意見をいただきたいと考えてい

る。

小中一貫教育推進協議会の協議事項は、大きく分けて2つある。1つ今年度から各学校で開始している小中一貫教育を通じての将来像について協議し、意見をいただく。具体的な取組内容は、教育委員会及び各学校が、実態に応じて検討する。

2つ目は、教育環境及び施設について意見をいただく。施設一体型小中一貫教育について、小中一貫教育推進協議会の委員にしっかりと理解していただけるよう説明した上で、将来的にどのような施設一体型小中一貫校が三木市に適しているのか、設置に向けてのスケジュール感、地域との合意形成がどうあるべきかなど、客観的な見地から意見をいただく。

協議会の開催期間は令和4年度の1年間とし、5回の開催を予定している。

協議会の委員の任期は1年とし、延長する場合は可能な限り同じ方に継続していただく。人数は12人から15人とする。学識経験者として、大学教授と大学准教授に入っていただく。また、学校管理者、保護者代表及び地域代表は、それぞれの関係団体から推薦していただく。必要事項を要綱で制定し、協議を進めて行く。

(石井委員) 小中一貫教育推進協議会の開催回数について、保護者や地域の方に小中一貫教育を理解いただくための時間も考慮すると、5回では足りないと考える。

5回の開催で説明にかける時間や流れについて、どのように計画しているか教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 第1回目は、組織づくりに加え、映像資料等を用いて小中一貫教育の教育内容や学校の様子、施設一体型の学校についての特徴などをお知らせする。第2回目からは、協議会委員の疑問に対して回答しながら、意見をいただく流れである。近隣の先進校視察も検討している。第4回目に、いただいた意見を整理し、第5回目の終了をもって意見書のとりまとめを検討している。

(中嶋委員) 保護者代表及び地域代表の選出について、具体的に教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 保護者代表は、連合PTAから推薦いただき選出する。所管している生涯学習課と調整し、会長を通じて意見を聴き、令和3年度もしくは来年度の役員から選出する。

地域代表は、区長協議会連合会から推薦いただき選出する。所管している市民協働課と調整し、区長協議会を通じて意見を聴き、選出する。

(梶委員) 選出したメンバーで、核となるものを作りあげていくのか。それとも、協議会での審議事項や課題を各団体へ持ち帰り、その中での情報交換等も行いながら協議会を運営していくのか、教えていただきたい。

(鍋島学校再編室長) 諮問答申のような審議会ではなく、その場で話し合い、協議しながら結論を出す。また、内容によっては各団体へ持ち帰り、地域の意見を聞いていただくことも考えている。

(中嶋委員) 委員の選出について、三木市は地域によって環境が大きく異なるため、全市的な視点が保てるよう委員を選出していただきたい。

(鍋島学校再編室長) 小中一貫教育推進協議会でいただく意見の客観性や、全市的な視点の重要性をご理解をいただくことが非常に大切であると考えます。そのことをしっかりと伝えながら選出していく。

日程第7 報告事項 令和4年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について

○五百蔵教育総務課長が次のよう報告した。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定による補助執行事務について、令和4年度に重点的に取り組むべき項目として市長から依頼を受けた。「認定こども園及び保育所に関すること」については、(1)「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育保育の実施、(2)就学前教育・保育施設における待機児童等対策、(3)就学前教育・保育施設の評価及び監査の実施についてである。2つ目の待機児童等対策において、「このたび見直しを行った幼保一体化

計画に基づき、就学前の児童数及び就園希望児童数の把握に努め、必要に応じて定員の見直しを行うこと。」という一文が、今回新たに追加されている。「放課後児童健全育成（アフタースクール）事業」については、待機児童対策として、学校施設の活用について学校の協力が得られるよう調整し、必要に応じて受入施設の整備と支援員の確保を行うことについて依頼を受けている。

（非公開）

日程第5 第24号議案 令和4年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について

第24号議案は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

教育長が、第24号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

閉 会

教育長が、令和4年3月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。

【令和4年3月三木市教育委員会臨時会会議録】

教育長

署名委員

署名委員